

新旧対照表

改正案	現 行	備 考
<p>国 空 航 第 7 9 9 号 平成 2 4 年 3 月 2 9 日 制 定 改 正 国 空 航 第 8 6 8 号 平成 2 5 年 2 月 1 3 日 改 正 国 空 航 第 1 0 0 6 号 平成 2 6 年 3 月 2 0 日 改 正 国 空 航 第 1 1 6 4 1 号 平成 2 9 年 4 月 1 日 改 正 国 空 航 第 2 9 8 5 号 令 和 2 年 2 月 2 1 日 改 正 国 空 航 第 1 3 6 5 号 令 和 2 年 8 月 1 3 日 改 正 国 空 航 第       号 令 和 3 年    月       日</p> <p>特定操縦技能審査実施要領</p> <p>第 5 章 雑 則</p> <p>5.3. 本邦航空運送事業者は、運航規程に基づく技能審査を行い、被審査者の特定操縦技能の確認を実施した場合は、次の事項を技能証明書（規則第 20 号様式 12.技能証明書－特定操縦技能審査／確認）に記載することができる。 この場合において、法第 71 条の 3 及び同施行規則第 162 条の</p>	<p>国 空 航 第 7 9 9 号 平成 2 4 年 3 月 2 9 日 制 定 改 正 国 空 航 第 8 6 8 号 平成 2 5 年 2 月 1 3 日 改 正 国 空 航 第 1 0 0 6 号 平成 2 6 年 3 月 2 0 日 改 正 国 空 航 第 1 1 6 4 1 号 平成 2 9 年 4 月 1 日 改 正 国 空 航 第 2 9 8 5 号 令 和 2 年 2 月 2 1 日 改 正 国 空 航 第 1 3 6 5 号 令 和 2 年 8 月 1 3 日</p> <p>特定操縦技能審査実施要領</p> <p>第 5 章 雑 則</p> <p>5.3. 本邦航空運送事業者は、運航規程に基づく技能審査を行い、被審査者の特定操縦技能の確認を実施した場合は、次の事項を技能証明書（規則第 20 号様式 12.技能証明書－特定操縦技能審査／確認）に記載しなければならない。 この場合において、法第 71 条の 3 及び同施行規則第 162</p>	<p></p> <p>本邦航空運送事業者については各操縦士の事情に</p>

4 に従って、被審査者が特定操縦技能を有することを確認できる運航規程に基づく技能審査は、機長及び副操縦士に係る、昇格審査、任用審査、定期審査、復帰審査、臨時審査における技能審査とする。

本則は、令和3年4月1日から施行する。

国空航第800号  
平成24年3月29日  
改正国空航第1040号  
平成26年3月20日  
改正国空航第1548号  
平成29年10月6日  
改正国空航第2985号  
令和2年2月21日  
改正国空航第 号  
令和 年 月 日

特定操縦技能審査実施細則

5. 判定と判定後に実施すべ事項

5-1 合格と判定した場合

4. に該当しない場合は「合格」と判定し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交

条の4 に従って、被審査者が特定操縦技能を有することを確認できる運航規程に基づく技能審査は、機長及び副操縦士に係る、昇格審査、任用審査、定期審査、復帰審査、臨時審査における技能審査とする。

国空航第800号  
平成24年3月29日  
改正国空航第1040号  
平成26年3月20日  
改正国空航第1548号  
平成29年10月6日  
改正国空航第2985号  
令和2年2月21日

特定操縦技能審査実施細則

5. 判定と判定後に実施すべ事項

5-1 合格と判定した場合

4. に該当しない場合は「合格」と判定し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交

応じて柔軟にこの記載を出来ることとし規定の合理化を図る。

<p>付する。<u>※運航規程に基づく技能審査の確認を実施し合格した場合は必要事項の記入がなくとも当該期間は有効とする。但し、直前に不合格となった場合を除く。</u></p> <p>5-2 不合格と判定した場合</p> <p>4. に該当する場合は「不合格」と判定し、被審査者に理由とともに不合格の旨を伝達し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交付する。</p>	<p>付する。</p> <p>5-2 不合格と判定した場合</p> <p>4. に該当する場合は「不合格」と判定し、被審査者に理由とともに不合格の旨を伝達し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交付する。</p>	
---	---	--